

報道関係者各位

令和3年11月16日
照会先
岐阜労働局労働基準部賃金室
室長 市岡 保
専門監督官 加賀 勝仁
電話 058-245-8104

県内2業種の最低賃金を改正します

岐阜労働局長（大地直美）は、岐阜県内の2件の特定（産業別）最低賃金を、それぞれ下表のとおり引き上げる改正を決定しました。

件名	最低賃金額（時間額）		引上げ額	引上げ率	改正発効日
	現行額	改定額			
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	887円	907円	20円	2.25%	令和3年 12月21日
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金	932円	951円	19円	2.04%	

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金は引き続き時間額971円となります。

特定最低賃金は、県内の対象業種の事業場で働く基幹的労働者約3万8千人に適用されます。適用業種、適用除外労働者の詳細は、添付資料3をご参照ください。

- 添付資料
- 1 官報公示
 - 2 特定（産業別）最低賃金の推移
 - 3 改正後の最低賃金一覧表